

# オンライン教育について

# オンライン教育の活用にあたっての基本的な考え方

教育現場におけるオンライン教育の活用(令和3年3月29日)(抄)

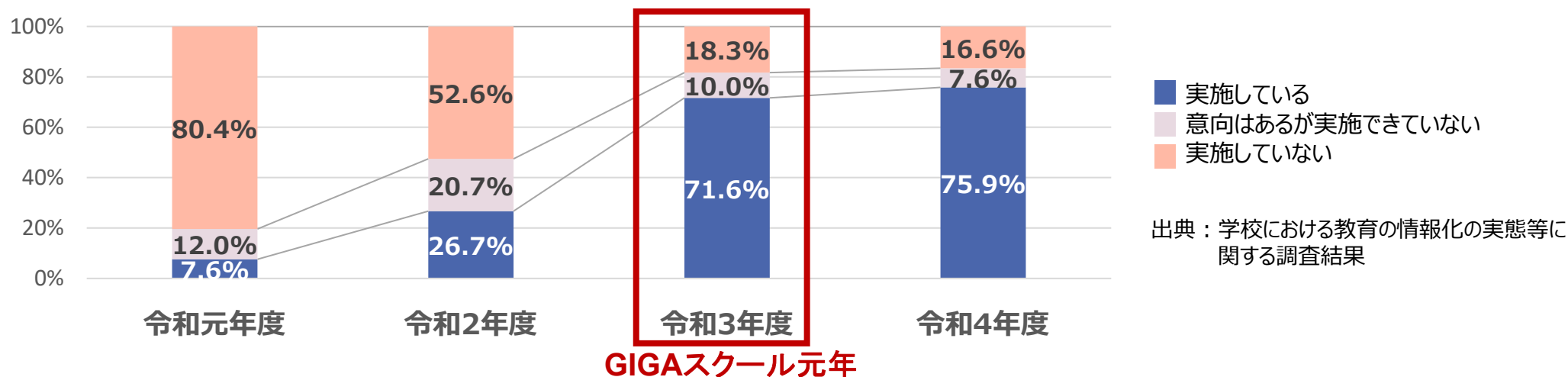
内閣府特命担当大臣(規制改革)河野太郎 文部科学大臣萩生田光一

- 今後は、こうしたICTの環境整備を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達の段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならない。(略)
  
  - 一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの社会でさらに必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要なきめ細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要がある。(略)
1. オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現
- (1) 学校現場の創意工夫の促進
- 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。(略)
  
  - オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しする。同時に、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。

# オンライン教育の現状

- 遠隔教育を実施している学校の割合は大幅に増加(R1 7.6%→R4 75.9%)しており、令和4年度時点で75.9%の学校が「実施している」と回答。多様な人々となつなったり、教科の学びを深めたり、個々の子供たちの状況に応じた支援を実施したりするなど、様々な取組が進んでいる。
- 概ね1人1台端末環境が整備された令和3年度の増加率が著しく、オンライン教育の活用促進のためには、引き続きGIGAスクール構想を着実に推進することが不可欠。

## 参考1：オンライン教育の実施状況



## 参考2：学校における様々な取組事例

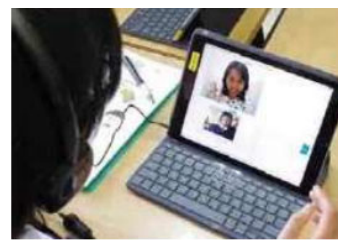
海外の学校との交流学习



小規模校の課題解消に向けた合同授業



海外の英会話講師とのマンツーマンレッスン



企業の技術者からプログラミングについて指導



病気療養児に対する学習指導



- 配信側の教師は、Jamboard等のソフトを活用することにより、児童生徒一人一人の「知識・技能」や「思考力」等を一定程度把握することは可能であるが、端末やディスプレイを通しての見取りだけでは把握できない部分もある。
- 学習意欲や学力、個々の特性、発達段階等により、遠隔での指導が特に困難な児童生徒への個別対応が必要。
- 高等学校における実証事業において、下記役割については教師でなければ難しいことが現場の教員からの声として確認されている。

- ✓ 児童生徒理解のための授業前の情報共有
- ✓ 児童生徒と配信側教師のコミュニケーションのフォロー
- ✓ 落ち着かない子供や集中力の切れた子供への個別支援
- ✓ 手が止まっている子供への個別支援
- ✓ 授業における説明補助
- ✓ 児童生徒の状況について授業後に共有(児童生徒の見取り・評価の補助)

受信側が教師としての  
専門性・立場を有する  
からこそ果たせる役割

タブレット端末上に自分の考えを書き表せない児童に対し、受信側の教師が寄り添って対応



受信側の教師が生徒の  
ペアワークの状況を確認



配信側の教師と連携しながら、受信側の教師が  
ワークシートへの取組を個別に後押し



児童生徒の様子を見ながら  
受信側の教師が補足説明



配信側と受信側の教師間による授業前後の打ち合わせ



# 受信側教師の必要性に関する現場からの声

(中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見書より抜粋)

## 1. 公益社団法人日本PTA全国協議会

I C T基盤は教師を支援するためのツールであるにもかかわらず、遠隔授業において受信側の教室に教師がいることを規制として捉え、教師が不要という指摘があることは、正に手段が目的化しているものと考えます。保護者としては、多様な子供たちへのきめ細かな指導や合理的配慮、安心・安全の観点からも学校や教室に教師がいないことは考えられません。

また、災害などの非常時や、不登校、病気療養児に対する指導として遠隔・オンラインを活用することは必要なことと考えます。しかしながら、平常時において、学校外の自宅などにおける子供たちの学習を支援できる体制は家庭によって異なることから、家庭学習を学校の授業に代替することは、子供たちの学びを保障し、充実することにつながらないと考えます。

また、保護者が自宅などにおける子供たちの学習を支援するには、現状の社会的背景からは限界があり、保護者の就労にも大きな影響を与えることを危惧します。

## 2. 日本私立中学高等学校連合会

○すなわち、I C Tの進展を踏まえた同時双方向の遠隔教育を最大限活用することは大事だが、それをもって、受信側に子供の学び・健康を保障するための体制がないと導くことは学校現場の社会的意義の自己否定となる。さらには、基本的に通学がなくともオンラインでの家庭学習のみをもって人格形成が図られるということも考えられず、現に、コロナ期において学校に通学しなかったという子供の声とその証拠でもある。

○初等中等教育におけるI C Tは昭和の時代の文房具と同様であり、必要不可欠であるが、文房具をもって子供が自発的に学習を完結できるものではない。教師のコーチング機能、ファシリテイト機能がより一層重要となることに留意し、令和の時代のI C Tを活用した学びの在り方を構築しなければならない。

## 3. 全国市町村教育委員会連合会

学校は、対面・集団での学びを通じて、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性等を育む場であり、教師と子供、子供達同士の関わりが重要となる。そのため、学校における学びを、遠隔・オンライン指導を活用した家庭における学びに代替できるものではない。特に義務教育段階では、家庭環境の影響を大きく受けることから、遠隔・オンライン指導のみでは学びの格差が広がる懸念がある。そのため、学校で学ぶことの重要性は不易であるものの、その学校の学びに遠隔・オンラインによる指導などICTを如何にして活用していくかということが重要と考える。

## 4. 全国連合小学校長会

教師が一人一人の子どもの健康状態から心の変化まで把握し、寄り添いながら共に生活することで子どもたちは安心して学校生活を送ることができます。今後、遠隔授業は進めていくべきものと考えますが、教室に教師がおらず子どもたちだけで授業を受けることを推進するような動きは、家庭環境による影響が強くなるばかりでなく、学校教育そのものを否定するものあり、看過できるものではありません。学校は単なる知識伝達のみではなく、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力を育む場です。特に、生きる力となる非認知能力は、人との関わりの中でしか育むことはできません。学習の個別化や個性化は協働的な学びとの往還によって初めて意味をなすものであることを強調し、改めて学校教育の基本である集団で学ぶ意味や意義について言及されることを強く希望します。

## 5. 全日本中学校長会

G I G Aスクール構想の実現に伴いI C Tの活用が急速に進み、全ての学校はそれを積極的に活用するようになります。しかし、どんなに技術が進歩・進化しようと、I C T機器は教材・教具の一つであり、子供たちに思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性を育むためには、I C Tを効果的に活用する力を教師が身に付けていることが何より重要であるとともに、教師の指導に基づく対面・集団での学びが欠かせないものであることは揺るがぬことです。このことは、遠隔授業を進めるに当たっても変わるものではなく、つまぎへの支援や取組状況の見とり等学習指導上の観点からはもちろん、安全管理上の観点からも受信側の教室に教師の存在は欠かせません。このことを答申を貫く理念としてより明確にしていきたいと思えます。

## 6. 全国高等学校長協会

- I C Tの活用・充実と同時並行で学校における直接・協働の学びを充実させること(ハイブリッド型教育)で、今まで以上に豊かな学びを実現することが新しい時代の初等中等教育である。
- 知識の伝授は小中高教育の必要条件であるが十分条件でなく、同時双方向オンラインの学習をもって学校の授業の全ては代替できるものでない。
- 遠隔授業を行う際には配信側・受信側双方の教室で生徒の様子・体調や理解度等を適切に確認・判断しながら指導できる体制を整備することが、保護者から生徒を預かる学校として当然必要である。

## ●受信側教室の立会者が行っている作業

タイミング	タスク
授業中	出欠の確認・共有
	プリントの印刷・配布・回収
	机間巡視代行・カメラアングル調整
	機器トラブル対応
	生徒と授業者のコミュニケーションのフォロー
	落ち着かない生徒や集中力の切れた生徒への対応
	課題に止まっている生徒のサポート
	授業内の説明補助

タイミング	タスク
授業前	日程調整・学校行事等の連絡
	教具の準備・機器の接続
	生徒理解のための情報共有
授業後	機材等片付け
	授業における生徒の状況の共有（生徒の見取り・評価補助）

- 色付きのタスクは、**教員でない**と難しい作業
- 教員が立ち会っている授業では、それを前提とした役割分担としている。
- 教師が立ち会っていない授業では、**生徒の安全管理と機器のサポート**以外は求めないという意見も出された。

考え方	遠隔授業を実践した教師の意見
教員でなければならぬ	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信側の教室の立ち合いは教員が行うべきだと考える。特別な支援を必要とする生徒や、集団での指示が効果的ではない生徒もいるため、授業に積極的に関わり、生徒を支援する役割が望まれる。配信授業で伝わり切らない部分を、その場でフォローしていく必要がある。</li> <li>基本的には、生徒指導面を考え、教員であるべきだと思う。生徒の家庭での状況等も把握しているため教員の方が望ましい。</li> <li>教員以外が立ち会うことは、現実的に難しい。なぜならば、教員以外の者の場合、生徒との信頼関係ができていないためである。最低でも該当クラスと関わりがある教員が妥当と考える。</li> <li>受信側の立会は、教員が行うべきである。受信校の生徒数が多い場合には、配信校の教員をサポートすることが必要である。</li> <li>観点別評価など見取りの要素が強くなるようなら、毎回ではないにしろ教科の知識がある者が立ち会うのが望ましい。</li> <li>授業への参画や取組状況を評価する場面があり、普段から生徒の状況を知っている教員が望ましい。</li> </ul>

# 高等学校における遠隔授業（教科・科目充実型）の更なる推進

【新たな対応】

～中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループにおける議論～

- 少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進行。今後、15歳人口の減少は一層加速し、令和19年には令和5年の約108万人から約78万人（約28%減）になることがほぼ確実。公立高校の適正規模・適正配置について、一定の小規模校を地域に残す必要がある場合に、小規模校の教育条件の改善につながる方策を考えていくことが必要。
- 義務教育である中学校での学校教育法施行規則に定める教科数は10教科であるのに対し、高等学校は共通の科目で55科目、全ての科目で200科目を超える。しかしながら、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題あり。こうした課題を解消するためには、教科・科目充実型の遠隔授業が有効。
- 令和3年度から実施している実証事業において、中山間地域・離島等の小規模校の受信側に教員以外の職員を配置して実証研究を行った結果、現場の教員の意見として、生徒と授業者のコミュニケーションのフォローや生徒のサポート対応等は教員でないと難しく、多様な授業方法の展開や生徒の見取り支援等の観点からは教員が受信側に配置されることが望ましいという意見が多く寄せられた。
- 他方で、こうした遠隔授業を行う必要性が特に高い中山間地域や離島等に立地する小規模校においては、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施しようとする場合、受信側の教室に教員を置くことが難しいこともあるといった課題あり。

## 【 具体的方策 】

教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、教師配置の原則は堅持しつつ、中山間地域や離島等に立地する小規模高校において、教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難かつ教育上支障がないと考えられる場合には、義務教育段階とは異なる高校生の発達段階も考慮して、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう要件を弾力化。

# ICT等を活用した学習指導を行った場合の出欠等の記録について

- 児童生徒と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であり、ICT等を活用したオンラインによる学習指導は学校教育の全てを代替するものではない。
- やむを得ない事情により、学校に登校できない児童生徒（不登校児童生徒、病気療養児、感染症や災害の発生等の非常時）については、指導要録における出欠等の記録について一定の要件の下で、下記のとおり特別の取扱いを行っている。

## 不登校児童生徒

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

## 病気療養児

病気療養児が病院や自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

## 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒

非常時に災害時の臨時休業または感染症による出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、自宅等でオンラインを活用した学習の指導をしたと校長が認める場合、登校できなかった日数を欠席日数にカウントせずに「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録する。



# オンライン教育の更なる活用に向けた今後の取組の方向性

## ①一人一台端末の整備・活用

- 都道府県に基金を設置し、十分な予備機を含めて計画的で安定的な端末更新を可能に
- 都道府県内広域での共同調達を協力を推進
- 端末更新時の補助要件として日常的な利活用を設定し、都道府県による共同研修の実施など自治体間格差のない活用を促進
- 学校のネットワークアセスメントを実施し、自治体間格差のない通信環境を実現

## ②デジタル教材の整備・活用

- 学校や家庭において学習やアセスメントができるCBTシステム（MEXCBT：メクビット）の機能拡充
- デジタル教材の活用における学びの利便性向上やデータ利活用推進のための仕組みを構築（共通規格の整備など）
- 部活動・地域クラブ活動に関するデジタル動画の活用
- 実社会や実生活における課題の発見・解決を行う探究学習や自由進度学習等の促進

一人一台端末及びデジタル教材の整備・活用と、  
オンライン教育の実施を後押しする環境構築の両輪によって、  
取組を更に推進

## ③遠隔教育の実施を後押しする環境構築

- 中学校における遠隔教育特例校制度の見直し
- 高校生の多様な学習ニーズに応える遠隔授業配信センターの自治体設置を促進
- 不登校児童生徒、病気療養児への支援

こうした取組を進めるに当たっては、**児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本**であること、**教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要**。